

令和５年度第１回守口市人権尊重のまちづくり審議会

日 時：令和５年１１月２８日（火） 午後１４時００分～同１６時００分

場 所：守口市役所７階 教育委員会会議室

出席者：家原まゆみ委員 中道久美子委員 榎井縁委員
宮前千雅子委員 笠藤歩委員 木村孝司委員
田口淑子委員 矢倉宏範委員 木村剛久委員
大井由喜子委員 山田雅夫委員 濱口 雄委員
江端将哲委員 西田久美委員
(以上１４名)

欠席者：砂原嘉夫委員

事務局：増田市民生活部長
塔本人権室長
乾口人権室課長代理
神寶子育て世代包括支援センター主任
五反田地域福祉課課長代理
横垣内障がい福祉課主任
登野城学校教育課主任

会議の次第

１ 開会

委員紹介

事務局紹介

審議会の公開について

会議録について

会議の進め方について

２ 守口市人権行政基本方針（改訂版）の進捗状況について

３ その他

審議内容

１ 開会

委員紹介

(委員の交代を報告)

事務局紹介

審議会の公開について

(傍聴者なし)

会議録について

○議長 会議録の作成及びその取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 内容を要点筆記したものを各委員に配布し、ご確認いただいた上で確定し、記録内容を証するため、会長と副会長にご署名をお願いして、原則公開と考えています。

公開の方法は、発言者の氏名、署名部分を除き、市のホームページに原則公開したいと考えています。

○議長 ご質問ございますか。

(質問なし)

会議の進め方について

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 今年度の開催は、今回の審議会の1回の開催でございます。

守口市人権行政基本方針（改訂版）に基づき、人権尊重の視点に立った行政各般の施策を推進していく中で、より実効性のある施策とするため、その現状や今後の方針について、専門的見地から検証していただき、ご意見を賜りたいと存じます。そのご意見をもとに今後の人権行政の施策の参考とさせていただきたいと考えています。

○議長 何かご質問はありますか。

(質問なし)

2 守口市人権行政基本方針の進捗状況について

○議長 事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料①をご覧ください。

昨年度の審議会でのご意見を踏まえ、会長にご相談し、様式を一部変更しています。

守口市人権行政基本方針（改訂版）に基づく施策の状況でございますが、様式は各「人権課題」ごとに人権行政基本方針に基づいた「取り組む課題」を記載しています。

課題に対する施策は、課題に対して実施、実施予定の事業内容を記載しています。施策の実施状況の内「活動指標」は事業を実施するにあたり、どのような活動を行うのか、どのようなサービスを市民に提供するのか等の行政が行う活動について記載しています。「成果指標」は実際に行った活動や提供するサービス（活動指標）の結果、どのような効果をどれだけ上げることができたかを記載しています。

評価、今後の方針は、担当課評価及び今後について記載しています。

評価の欄に、新たに評価を踏まえた課題・反省を加えています。

項目1「市民の人権課題解決のための情報提供等」として、人権侵害を受ける、受けるおそれのある市民が、自ら課題を解決することができるように事案に応じた適切な助言や情報提供などにより支援しており、専門知識を有する相談員が面談及び、電話による相談・夜間電話相談・LGBTQ+相談・ヒューマンライツ・フェ

スティバル等のイベントで特設相談を行っています。

令和5年度の実績は、毎月の広報掲載、ホームページ、TwitterやLINEによる周知を行い、令和5年10月現在、面談及び、電話相談96件、LGBTQ相談4件です。

評価は、件数だけでは評価できないが、市民が必要な相談体制は構築できていると考えています。

項目2「市民の人権意識高揚のための取り組み」として、5月1日～7日の憲法週間及び、12月4日～10日の人権週間に行った市民を対象としたイベントについて記載しています。

令和5年度の実績は、多くの市民にイベントに参加するため、広報誌、ホームページ、SNS等で発信、市内公共施設でのポスター掲示、チラシ配架、各種団体へチラシやポスターを配付し周知しました。

「憲法週間のつどい」では映画会を行い、「しではらーかどま市が生んだ日本の総理ー」、アニメ「めぐみ」の同時上映を行い、71名の方々に参加いただきました。

人権週間では、広く市民に対して、人権意識を高揚するためヒューマンライツ・フェスティバル2023を12月2日（土曜日）にエナジーホールで開催を予定しています。

評価は、市民がさらに人権について考える機会となるよう、イベントによっては開催場所を変更し、より多くの市民が参加できるよう実施しました。

項目3「職員の人権意識の向上」として、外部講師による職員研修の実施について記載しています。

令和5年度の実績は、令和5年8月31日に、「守口市人権啓発推進委員会」を開催し、課長級の委員に最新の人権課題を説明し、所属部課において周知啓発を依頼しました。

また、全庁的に人権意識の向上を図るため、各課1名の受講を求め、職員を対象として令和6年1月頃に、「ヤングケアラー」・「外国人の人権について」・「困難な問題を抱える女性への支援について」をテーマに研修の実施を予定しています。

評価は、庁内組織で、課長級を対象に人権課題の説明を行い、人権意識の向上に努めることができたと考えています。

項目4「人権教育、啓発の推進」として、リボン運動を活用した啓発活動の実施について記載しています。

令和5年度の実績は、乳がんについて正しい知識の啓発・検診の早期受診推進のピンクリボン、児童虐待防止のオレンジリボン、女性に対する暴力をなくすパープルリボン、各運動期間に各リボンの色に市庁舎をライトアップし、管理職級職員がリボンを着用し、また、市庁舎1階ロビーで啓発のための展示を行いました。

北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示のブルーリボン運動は12月に市庁舎のライトアップを予定しています。

評価は、全庁を挙げてリボンを用いた啓発活動に取り組むことができました。

項目5「女性に対する暴力の根絶」として、「若年層の性暴力被害予防月間」及び、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に関する啓発について記載しています。

令和5年度の実績は、各期間に庁舎1階人権啓発コーナーでのポスターの掲示を行い、「女性に対する暴力をなくす運動」は市庁舎のパープルライトアップを行い、管理職級職員がパープルリボンを着用しました。

また、デートDV被害防止のため、市内4高校と8中学校にリーフレットデータの配付を依頼し、タブレットへの配信を依頼しました。また、大阪国際大学にリーフレットの配架を依頼しました。

評価は、デートDVなど、女性に対する暴力について認識を深めることができたと考えています。

項目6「男女共同参画社会の実現」として、男女共同参画週間において、男女共同参画社会の実現に向けた啓発について記載しています。

令和5年度の実績は、市広報誌、ホームページ、SNS等で発信し、周知を行い、「守口市男女共同参画週間記念のつどい」事業として、「アジアの女性の貧困とフェアトレード 仕事づくりとエンパワーメント」をテーマとした講演会を行いました。

評価は、男女共同参画社会に向けて、多方面で活躍する女性を取り上げ、講演会を実施することができました。

項目7「男女共同参画社会の実現」として、男女共同参画社会について市民等の意識向上を図るとともに、男女共同参画社会の実現を目指して、女性と男性が、ともに生き活き、のびのび暮らすための能力をつけることを目的とした、守口市人権協会・大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部共催の「もりぐちeセミナー」の開催について記載しています。

令和5年度の実績は、「ジェンダーの視点からCMを読み解く」等をテーマとして、5回講座を開催しました。

評価は、昨年度と比較して、参加者人数の増加はしていますが、今後も魅力的なテーマ作りを考えてまいります。

項目8「男女共同参画社会の実現」として、男女間における暴力や子育て・介護の問題など女性が抱える悩みの相談に応じ、女性の自立を支援すると共に、男女共同参画社会への理解を深める。女性問題専門カウンセラーによる女性の悩みの相談の実施について記載しています。

令和5年度の実績は、女性のための悩み相談を開催、令和5年10月末現在の相談件数は30件です。

評価は、相談件数だけでは評価できませんが、女性の悩み相談は、利用者の間で定着しつつあるように感じています。

項目9「児童虐待の防止」として、一人ひとりの子どもが人間として生きることが尊重されるよう、児童虐待防止の啓発を行うことについて記載しています。

令和5年度の実績は、守口市児童虐待防止地域協議会等で協議を開催し、学校等で啓発活動を実施し、児童虐待防止に向けて市の広報誌や子育てガイドブック、ホームページやライン等を活用しながら、広く市民へ周知するとともに、街頭啓発活動で守口市駅前、大日イオンで啓発グッズやポケットティッシュの配布を実施しました。

評価は、新型コロナウイルスの感染状況が収束したため、街頭啓発活動を復活することができ、広報啓発活動の場を広げることができました。

項目10「子どもへの人権教育」として、すべての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で、一人ひとりの児童生徒を大切にし、学校教育活動全体をとおして、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ることについて記載しています。

令和5年度の実績は、教職員の人権感覚を高めるための研修を実施し、教職員の研修を踏まえ各校の実情に応じた校内研修を実施しました。

評価は、各校において作成している人権教育の系統的な指導計画を踏まえ、各校の実情に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の取組みが推進されました。

項目11「高齢者の権利擁護」として、成年後見制度利用支援事業、老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置について記載しています。

令和5年度実績は、判断能力が不十分な高齢者が安心して暮らせるよう成年後見制度が必要な高齢者に、市長申し立てを行いました。

評価は、必要とされている人に対し、申し立てを実施することができました。

項目12「障がいのある人への理解促進」として、障がいのある人やその家族等が日常生活及び、社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、市民等に対して障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を行うことを記載しています。

令和5年度の実績は、できるだけ多くの市民に障害に対する理解を深めてもらうため、前年度実績を上回る目標を掲げ、講演会、募集啓発型講座、訪問開発型講座を行いました。

評価は、目標としての指標については概ね達成していると考えています。

項目13「障がいのある人への理解促進」として、支援教育研修について記載しています。

令和5年度の実績は、市立学校等教職員の支援教育への理解を深める。教職員と特別な配慮を要する園児・児童・生徒の保護者等の合同研修会を通して、個に応じた支援について学校・家庭の共通理解を得ることを目的に、支援教育後援会、支援教育コーディネーター研修会、支援教育夜間懇談会を実施しました。

評価は、オンラインや動画配信等を活用し、開催し、教職員の資質向上を図ることができました。

○議長 説明が終わりました。取組についてご質問・ご意見はありませんか。

○委員 女性のための悩み相談で女性問題専門心理カウンセラーを配置していますが、来年度から困難女性支援法が施行され、さらに充実した相談体制が必要になると思っています。市として何か考えておられますか。

○事務局 令和6年度は、新規事業で、女性相談支援員の配置を関係部署に要求しているところです。

○委員 相談業務で専門知識を有する相談員と表記されていますが、どのような職種の方が相談業務をされていますか。市の職員ですか。

○事務局 人権相談員は大阪府が実施する「人権相談員養成講座」等を修了した専門知識を有する者が相談業務を行っています。

○委員 外部の方でしょうか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 1点目、市職員に対しての研修は、受講者が課内にフィードバックするように徹底されていますか。2点目、デートDVについて市内の中学、高校にリーフ

レットのデータを配信後、どう活用されているか、市は把握されていますか。

○事務局 1点目、研修を受けた職員が、課内で周知しています。

2点目、リーフレットは紙媒体のリーフレットを配布していましたが、必ず見ていただけるようタブレットにデータを配信するよう変更しています。

○委員 女性への暴力の根絶は、暴力を振るわない人を育てないといけなと思っています。教育が大切であると思っています。他市では補助金等で民間団体を活用した出前講座でデートDVの講座を行っているところもあります。

○委員 デートDVの配信は動画の配信ではなく、リーフレットの画像データをタブレットに配信しているということですか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 簡単な動画を配信してもいいのでは。例えばアニメふう編集したものであれば、子供たち、若い子供たちが見てみようと思うのでは。

○事務局 動画がタブレットで再生できるか等も含めて、検討させていただきたいと思います。

○委員 「守口市男女共同参画週間記念のつどい」が令和4年、令和5年と行われていますが、いつ何処で行われていますか。それに、日時、場所を限定すると、興味を持っていても参加できないので、動画配信は難しいのでしょうか。

○事務局 今年度は6月25日（日曜日）に、中部エリアコミュニティセンターで行っています。動画配信には著作権の問題があり難しく、講演会形式で行っています。

○委員 もう少し宣伝・周知していただけると、参加しやすくなると思います。

○事務局 宣伝・周知は市の公式LINEを活用しています。

○委員 大阪国際大学にリーフレットを配架する等連携しているようですが、学生に良い影響を与えていると感じていますか。

○事務局 大阪国際大学等にリーフレットの配架を依頼した際に、学生がリーフレットを手に取り見ていただいていると聞いており、一定、学生にも周知できていると感じています。

○委員 学校現場における障がいの子の支援の表記について、研修を受けて、先生方から良かった等、前向きな意見は聞いていますか。

○事務局 研修で知識を得られ、生かすことができたとの声を聞いたことがあります。

○委員 支援が必要な子どもが増える中で、子どもは先生の与える影響が大きいと思うので、先生への研修は大切だと思っています。今後とも、さらに充実していただくことをお願いします。

○委員 法務局では、電話相談、面接相談よりもLINEによる相談が増えています。電話相談、面接相談は少なくなっています。LINEによる相談は広く市民からの声を聞く、人権課題を吸い上げる大きなツールになるのではと思います。

○事務局 広く相談を受ける体制を整えることが重要だと思っています。現在のところ、LINEによる相談は行っていないですが、電子メールによる相談は行っています。

○委員 少し主旨がずれるかもしれませんが、大阪府が11月からインターネット上の人権相談を始めています。大阪府人権協会が委託先になって、毎日22時まで

インターネット上の人権侵害の相談を受け付けています。守口市単独で行うのは難しいと思われるので、連携し利用されたいと思います。

○事務局 周知をするなりし、活用したいと思います。

○委員 子供の人権、児童虐待について、近年、性虐待が社会的に大きな問題になっていますが、人権擁護委員会でプロジェクトチームを組み、性虐待に遭わない子供たちにするために、小学校・幼稚園を回っています。既に1,500人ぐらいの子供たちへの授業を行っています。守口市も教育委員会のバックアップを受け、多くの小学校から授業依頼を受けており、毎週回らせていただいています。

絵本の「いや・だめ教育」の読み聞かせを小学校45分、幼稚園25分で行っています。

○議長 ありがとうございます。ほか、質問、意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 後半の説明に移っていただいて、前半についても、あれば戻って意見、質問等を出していただきたいと思います。それでは、説明をお願いします。

○事務局 項目14「同和問題 部落問題」で「同和問題についての理解促進」としまして、職員研修や市民に対する啓発などにより同和問題に対する人権意識の向上を図ることについて表記しています。

令和5年度の実績は、8月31日に庁内会議「守口市人権啓発推進委員会」で同和問題を含む最近の人権問題について説明を行い、課長級の委員に所属部課の周知、啓発を依頼しました。

市民に対しては、ヒューマンライツ・フェスティバル2023等イベントで、パンフレットの配架をする予定です。

評価は、広報掲載やイベント開催時にチラシの配架等を行うことができたと考えています。

項目15「同和問題についての理解促進」として、人権教育の系統的な指導計画に基づいた指導。「部落差別解消法」を踏まえた人権教育に係る校内外研修の実施について表記をしています。

令和5年度の実績については、「部落差別解消法」を踏まえた人権教育に係る教職員研修を実施しました。

評価は、守口市人権教育研究協議会と連携しながら同和問題に対する教職員の理解が促進され、児童生徒の発達段階を踏まえた人権教育に生かすことができると考えています。

項目16「在日外国人問題」で「在日外国人と共に暮らしていけるまちづくり」として、多文化共生社会の実現に向けての啓発について表記をしています。

令和5年度の実績は、チラシの配布、ポスター掲示、ヒューマンライツ・フェスティバル等のイベントにおいて、パンフレットの配架等による情報発信及び啓発を行いました。令和6年1月に職員を対象として、「外国人の人権について」をテーマに研修を行う予定です。

評価は、ポスターやリーフレットの配架の他、庁内会議で人権問題を周知し、理解をしていただくことができたと考えています。

項目17在日外国人問題の「その他」として、日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の推進、在日外国人児童生徒交流会の開催につきまして、支援教育

研修について、在日外国人児童生徒交流会への講師及び新渡日児童生徒への通訳の派遣について表記をしています。

令和5年度の実績については、対象児童生徒に対し、日本語指導加配教員が各校を巡回し、「特別の教育課程」による日本語指導を行いました。対象児童生徒へ通訳派遣を行い、実施している交流会へ講師を派遣いたしました。

評価は、特別の教育課程による日本語指導の実施により、在日外国人児童一人一人の個に応じた支援ができたと考えています。

項目18「性的少数者の人権」で「性的少数者に対する正しい理解の促進と偏見や差別の解消」として、市広報誌にLGBTQ+の特集記事の掲載を行い啓発を行いました。毎月第3水曜日にLGBTQ+に特化した人権相談を開設し、令和5年6月、11月に当事者を迎えて「LGBTQ+交流会」を開催しました。庁内会議「守口市人権啓発推進委員会」で、LGBTQ+を含む最近の人権問題について説明を行い、委員である課長級に所属部課の周知啓発を依頼しました。

評価は、LGBTQ+について相談及び交流会を開催することで、当事者等の悩みの解決に向けた支援ができたと考えています。

項目19「様々な人権問題」で「インターネットを利用した人権侵害」としまして、差別事象や誹謗中傷による人権侵害に対して適切に対応することについて表記をしています。

令和5年度の実績については、情報の発信者一人一人がモラルと人権意識を高め、発信する情報に責任を持つとともに、利用者も様々な情報に惑わされることなく、主体的に読み解く能力を高めることを目的とし、教育委員会と共催したPTA及び一般市民向けのヒューライツセミナーで「インターネットによる人権侵害講座」を開催をしました。市内のインターネット上の差別書き込み等の実態を把握するため、令和5年10月から「モニタリング事業」を開始しました。10月現在、差別書き込み等はありませんでした。

評価は、本市を対象とした差別書き込みは見受けられないが、今後についても継続していきたいと考えています。

項目20「北朝鮮による拉致問題等」として、拉致問題の解決に向け、市職員、市民一人一人が関心と認識を深め、「必ず取り戻す」との世論を高めるため、周知啓発を行うことについて表記をしています。

令和5年度の実績は、憲法週間のつどいの映画会でアニメ「めぐみ」の同時上映を行いました。12月10日から16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、市庁舎1階ロビーで、アニメ「めぐみ」や「拉致被害者家族ビデオメッセージ」を放映予定し、啓発期間中には、新庁舎をブルーにライトアップを予定しています。併せて、希望する市民に対し、ブルーリボンを配布し、市職員にリボン着用の依頼を予定しています。

評価は、複数の手法で北朝鮮の人権侵害問題の周知を行うことができていると考えています。

項目21「犯罪被害者やその家族の人権問題」として、犯罪被害者とその家族が早期に元の生活に戻ることを支援するため、周知・啓発を行うことについて表記をしています。

令和5年度の実績は、令和4年4月から犯罪被害者等支援事業を開始し、制度に

ついて広報誌及びホームページのほか、市総合窓口課おくやみ窓口を通じて周知を行っています。支援については、犯罪被害者等早期援助団体である大阪被害者支援アドボカシーセンター及び大阪SACHICOと連携し、犯罪被害者週間の啓発に、ポスターの掲示、リーフレット等の配架、不要になった本・服などの売却益をアドボカシーセンターに寄附する制度をPRいたしています。利用実績はございません。

評価としては、条例制度や見舞金などの支援制度の啓発を行い、周知に努めました。

項目22「HIV感染症等」として、感染症に対して正しい知識を伝えることにより、感染予防及び陽性者への配慮についての普及啓発を行うとともに、偏見や差別意識をなくすことについて表記をしています。

令和5年度の実績は、感染症についての正しい知識の普及啓発に努めることを目的として、人権室前フロアに、感染症に関する人権侵害をなくすようPR用のパンフレットの設置を行いました。

また、各イベント開催時に合わせて、啓発コーナーにパンフレットの配架を行っています。

評価としては、新型コロナウイルスの感染症、その他の感染症なども含め、庁内会議等で情報提供を行っているところです。

項目23「刑を終えて出所した人」として、更生保護を担う保護司で組織される「守口地区保護司会」に対し、毎年補助金を交付しその活動を支援していること、また、「社会を明るくする運動」を通じて、市を保護司会が協力し更生保護を推進し、また、令和5年3月に守口市地域福祉計画に包含して、「守口市再犯防止推進計画」を作成していることについて表記をしています。

令和5年度の実績は、守口地区保護司会へ補助金を交付し、かつ、活動を支援するとともに、保護司会と協力し、「社会を明るくする運動」を開催しました。

評価は、今後も継続をして「守口地区保護司会」に対し、補助金の交付及び「社会を明るくする運動」によって、今後も活動を支援していきたいと考えています。

以上が、守口市人権行政基本方針の主な取組の実施状況の説明です。

○議長 後半の説明が終わりましたので、前半も含めて意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

○委員 3点あります。1点目は、今年度の実施状況の実績に一木玲子氏の講座が表記されています。一木玲子氏は特別支援教育の研究者ですが、部落問題に表記されている理由を教えてください。2点目は、在日外国人問題の今年度の実績に「日本語指導加配教員が各校を循環し」と表記されていますが加配教員は何人いますか。3点目が、犯罪被害者の人権課題の実績で、「SACHICOと連携」と表記されています。SACHICOとどのように連携していますか。

○事務局 日本語加配教員は大阪府から2名配置され各校を巡回しています。

○委員 日本語加配教員を増やすことはすごく難しいことなのではないでしょうか。日本語加配教員の配置の割合は子ども何人に対して1人と決まっているのでしょうか。

○事務局 はい。決まっています。国の基準で18名に1人と決まっています。

○委員 18人に対して1人とは厳しいですね。国の基準を上げてほしいなと思っています。

○事務局 一木玲子先生の件は、記載誤りです。

○事務局 犯罪被害支援については対象者に支援施策を漏れなく周知するための連携をSACHICOと行っています。

○委員 インターネットでの差別的な書き込み等の早期発見を目指すということで、令和5年10月からインターネット上の差別的な書き込みのモニタリング事業を開始したと表記されていますが技術的な内容等、具体的な内容を教えて下さい。

○事務局 掲示板と呼ばれる5チャンネル、爆サイのサイトを検索します。例えば「同和問題」、「部落問題」あるいは「障がいの問題」等、様々な差別問題に対して検索をかけ、発見された場合は法務局や、掲示板運営サイト等に削除要請します。

○委員 性的少数者の人権について、交流会の表記がありますが参加人数が少ないのは、広報のやり方なのか、公にしていけないのか、どちらかでしょうか。

○事務局 公に大々的に周知しています。

○委員 若者は関心があると思いますが、例えば大阪国際大学等大学に周知はしていますか。

○事務局 していません。

○委員 周知して、どれだけ大阪国際大学の学生が参加してくれるかは分かりませんが、若者の中では、注目度が高い人権課題であるのは確かです。年代を押さえて周知しても良いかもしれません。

○事務局 検討します。

○委員 新たな人権課題が発生した場合は、新たに政策を検討するのですか。

○事務局 新たな人権課題が出てきた場合は、検討し様々な方法で施策を行っていきたいと考えています。その際はこの審議会で報告します。

○委員 分かりました。

○委員 児童虐待の防止は最重要課題だと思っています。活動指標の実績に、虐待地域協議会を開催したと表記がありますが、関係者全部、子ども、教育・人権等全部参加していますか。

○事務局 はい。関係機関が集まり会議をしています。関係機関の対象以外でも、市民に向けた市民研修を実施しており、広く児童虐待についての意識を高める活動を行っています。

○委員 子供の人権で児童虐待では新しい問題として不適切保育が問題になっています。保育園では、何か施策は行われていますか。

○事務局 子育て世代包括支援センター、こども施設課で連携を図って対応しています。

○委員 高齢者の権利擁護の件ですが、高齢者と関わる業務をしていますと虐待事案が見受けられます。権利擁護だけではなく、虐待も含めて施策を考えていただきたい。

○委員 様々な虐待があり、我々も全て把握しているわけではないですが、件数は増えています。

○委員 民生委員の中には主任児童委員がおり、子育て支援センターの職員が役員会、定例会に参加し子供たちのお宅に訪問する事業を行っています。インターネット上も大切だと思いますが、人と触れ合うこともすごく大切なことだと思っています。民生委員としてこの事業を進めていますが、残念ながら虐待に遭われたお子さんも過去にはいました。現在、市も一緒に事業に取り組みを行い、良い方向で成果が現

れてきていると思っています。

○議長 在日外国人を専門としています。資料を見ますと日本語が必要な外国人の子供とヘイトスピーチの啓発の表記があります。近年、在日資格が不安定な外国人の労働者やその家族、子供たちが増えていると、私は実感しています。

多分、教育委員会も、そのような方々の子供の問題が大変深刻になりつつあるというのは、分かっていると思っています。日本は難民をなかなか受け入れない国であると思いますが、日本の中では、難民認定されていない方々の問題があり、この方々が社会の中で底辺の位置に置かれているという状況が、これからも増えそうな予感がしています。

例えば難民認定されていない方々は生活保護の対象外であるため、自己責任で何とかして行かなければならないというような、子供、女性が増えていきそうな気がしています。外国人の人権の中で、そのような課題もあるということを、表記していただければ良いかなと思っています。外国人は表面上、日本語が出来ないことしか見えない。貧困や在日資格の不安定さなど大変な状況にあるということ分かっていたらと思っています。

○事務局 庁内に国際交流担当部門があり、年1回外国人の方の相談会を開催しています。今までは四条畷市と守口市で交互に相談会を行ってきましたが、今年度から守口市で年1回行う体制が取れましたので、その点についても、担当から聞いていますし、市として取り組んでいきたいと思っています。

○事務局 昨年度のこの審議会中、職員研修で議長から外国人問題の重要さの説明がありましたので、今年度は外国人問題をテーマとした職員研修を実施する予定としています。

○委員 1点目、子供の人権の児童虐待防止で昨年度も質問が出たとは思いますが、虐待に対する相談窓口はありますか。2点目、障がい者の人権で支援教育研修についての表記がありますが、支援員については人員が不足していると聞いており、どう対応していくのが重要と考えています。

○事務局 虐待については、子ども・障がいそれぞれの専門部署が担当窓口になり、そこから関係機関へ連携していきます。

それ以外は人権室が対応する窓口を設置しています。

○事務局 支援員の件ですが介助については、会計年度任用職員として、学校介助員を今年度から運用しています。スクールヘルパーにつきましては、宿泊行事、校外学習、学校行事を中心とした活用を考えています。

○議長 ほかにありますか。御質問、御意見については、ここまでとしたいと思います。事務局、次に何かありますか。

3 その他

○事務局 その他として御報告させていただきます。

今回の各委員の皆様からの御意見につきましては、今後の守口市の人権行政に反映していきたいと考えています。

そして、来年度も審議会を開催しまして御意見を頂戴したいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 これに関して、何か御質問、御意見はありますか。

本日は、各委員の方々から積極的な御意見を、たくさん出していただきありがとうございました。その意見については、事務局から、可能な限り今後の守口市の人権行政に反映していくと説明がありました。皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長 来年度も引き続き、全ての行政分野における人権施策の指針となる守口市人権行政の基本方針に基づき、全ての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまち守口の実現に向けた人権尊重の視点に立った行政運営に、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

案件については、以上とさせていただきます。

それでは、本当に長時間ありがとうございました。これをもちまして、第1回守口市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を要点筆記形式で記録し、後日のために確認し、署名します。

署 名 _____

署 名 _____

令和５年度 第１回守口市人権尊重のまちづくり審議会
～ 審議会委員からの意見について ～

全般 についての意見	
審議会委員の意見	今後の方針
大阪府が１１月からインターネット上の人権相談を始めています。大阪府人権協会が委託先になって、毎日２２時までインターネットによる相談を行っています。守口市単独で行うのは難しいと思われるので、連携し利用されたら良いと思う。	広く相談を受ける体制を整えることが重要であると思っていることから、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」についても周知してまいります。

女性の人権 についての意見	
審議会委員の意見	今後の方針
デートＤＶについて市内の中学校、高校の生徒のタブレットにリーフレットのデータを配信しているが、簡単な動画を配信してもいいのでは。例えばアニメふう編集したもの。それであれば、子供たち、若い子たちが見てみようと思うのでは。	動画配信も含め効果的な啓発を行ってまいります。

性的少数者の人権 についての意見	
審議会委員の意見	今後の方針
ＬＧＢＴ交流会の参加人数が少ない。ＬＧＢＴＱ＋は、若者の中で、注目度が高い人権課題であるため、どれだけ参加してくれるか分からないが、年代を押さえて大阪国際大学の学生に周知しても良いかもしれない。	参加者を増やす取組として大学等にも周知してまいります。

令和5年度 第1回守口市人権尊重のまちづくり審議会
～ 審議会委員からの意見について ～

高齢者の人権 についての意見	
審議会委員の意見	回 答
高齢者の人権は権利擁護だけではなく高齢者虐待もある。高齢者虐待の取り組み状況についても表記していただきたい。	本市では、高齢者虐待防止法による、高齢者虐待防止に向けて取り組んでおります。市民、介護職員等が高齢者虐待と感じたり、疑われたり、発見した場合、疑いの時点でも構わないので勇気をもって速やかに相談・報告いただくために、守口市ホームページにて周知を図り、また、介護サービス事業所向けに定期的に周知を図っています。守口市内地域包括支援センターが第一報の相談窓口として設置し、広報にて啓発しております。警察からの虐待（疑い含）通報も含め、疑いの段階から相談報告が上がっており取り組んでいるところです。

外国人の人権 についての意見	
審議会委員の意見	回 答
日本の中では、難民認定されていない方々の問題があり、この方々が社会の中で底辺の位置に置かれているという状況があり、今後も増えそうな予感がします。外国人の人権の中で、そのような課題もあることを、表記していただきたい。	今年度、職員を対象として「外国人の人権」をテーマに研修を行い、その中で難民問題についても研修を行い職員に周知したところです。次回の審議会資料「外国人の人権」では、その取組内容について表記する予定です。